

2019年10月21日  
一般社団法人日本少額短期保険協会

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険業者では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

なお、保険金や保険料等のお取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険業者により異なります。

詳しくはご契約されている少額短期保険業者にお問い合わせください。

少額短期保険業者各社のお問い合わせ照会窓口は、下記URLよりご確認ください。

[http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult\\_list.html](http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult_list.html)

なお、ご加入の保険会社をご不明の場合については、ご加入いただいた代理店（不動産管理会社等）にご照会ください。

＜生命保険型商品の場合＞

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

＜損害保険型商品の場合＞

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて一定期間、猶予いたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	<b>【岩手県】</b> 宮古市（みやこし） 大船渡市（おおふなとし） 久慈市（くじし） 一関市（いちのせきし） 陸前高田市（りくぜんたかたし） 釜石市（かまいしし） 気仙郡住田町 （けせんぐんすみたちょう） 上閉伊郡大槌町 （かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡山田町 （しもへいぐんやまだまち） 下閉伊郡岩泉町 （しもへいぐんいわいずみちょう）	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 （災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)  <b>【宮城県】</b> 仙台市(せんだいし) 石巻市(いしのまきし) 塩竈市(しおがまし) 気仙沼市(けせんぬまし) 白石市(しろいしし) 名取市(なとりし) 角田市(かくだし) 多賀城市(たがじょうし) 岩沼市(いわぬまし) 登米市(とめし) 栗原市(くりはらし) 東松島市(ひがしまつしまし) 大崎市(おおさきし) 富谷市(とみやし) 刈田郡蔵王町 (かっただぐんざおうまち) 刈田郡町七ヶ宿町 (かっただぐんしちかしゆくまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち) 伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもりまち) 亶理郡亶理町 (わたりぐんわたりちょう) 亶理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう) 宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち) 宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第1条第1項第4号適用)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう) 黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう) 黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう) 黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら) 加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう) 加美郡加美町 (かみぐんかみまち) 遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう) 遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち) 牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう) 本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう)  【福島県】 福島市 (ふくしまし) 会津若松市 (あいづわかまつし) 郡山市 (こおりやまし) いわき市 (いわきし) 白河市 (しらかわし) 須賀川市 (すかがわし) <u>喜多方市 (きたかたし)</u> 相馬市 (そうまし) 二本松市 (にほんまつし) 田村市 (たむらし) 南相馬市 (みなみそうまし) 伊達市 (だてし) 本宮市 (もとみやし) 伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち) 伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち) 伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち) 安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち) 岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら) 南会津郡下郷町 (みなみあいづぐんしもごうまち)	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	南会津郡桧枝岐村 (みなみあいづぐんひのえまたむら) 南会津郡只見町 (みなみあいづぐんただみまち) 南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち) <u>耶麻郡磐梯町</u> <u>(やまぐんばんだいまち)</u> <u>耶麻郡猪苗代町</u> <u>(やまぐんいなわしろまち)</u> <u>河沼郡会津坂下町</u> <u>(かわぬまぐんあいづばんげまち)</u> 河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやないづまち) 大沼郡三島町 (おおぬまぐんみしままち) 大沼郡金山町 (おおぬまぐんかねやままち) 大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさとまち) 西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごうむら) 西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいずみざきむら) 西白河郡中島村 (にししらかわぐんなかしまむら) 西白河郡矢吹町 (にししらかわぐんやぶきまち) 東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐんたなぐらまち) <u>東白川郡矢祭町</u> <u>(ひがししらかわぐんやまつりまち)</u> 東白川郡塙町 (ひがししらかわぐんはなわまち) 東白川郡鮫川村 (ひがししらかわぐんさめがわむら) 石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち) 石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら) 石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら) 石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち) 石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち)	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	田村郡三春町 (たむらぐんみはるまち) 田村郡小野町 (たむらぐんおのまち) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち) 双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち) 双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち) 双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら) 双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち) 双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) 双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) 相馬郡飯舘村 (そうまぐんいいたてむら)  【茨城県】 水戸市(みとし) 日立市(ひたちし) 土浦市(つちうらし) 古河市(こがし) 石岡市(いしおかし) 結城市(ゆうきし) 下妻市(しもつまし) 常総市(じょうそうし) 常陸太田市(ひたちおおたし) 高萩市(たかはぎし) 北茨城市(きたいばらきし) 笠間市(かさまし) つくば市(つくばし) ひたちなか市(ひたちなかし) 守谷市(もりやし) 常陸大宮市(ひたちおおみやし) 那珂市(なかし) 筑西市(ちくせいし) 坂東市(ばんどうし) かすみがうら市(かすみがうらし)	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	桜川市（さくらがわし） 神栖市（かみすし） 銚田市（ほこたし） <u>つくばみらい市（つくばみらいし）</u> 東茨城郡茨城町 （ひがしいばらきぐんいばらきまち） 東茨城郡大洗町 （ひがしいばらきぐんおおあらいまち） 東茨城郡城里町 （ひがしいばらきぐんしろさとまち） 久慈郡太子町（くじぐんだいごまち） 結城郡八千代町 （ゆうきぐんやちよまち） <u>猿島郡境町（さしまぐんさかいまち）</u>	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）
10月13日	茨城県内 10 月 13 日適用分を 全て 10 月 12 日へ変更(上記赤字市町) ※12 日中に越水が発生していたことが 判明したことによる修正	<del>令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている（那珂川の決壊による住家の浸水）。</del> <del>（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）</del>
10月12日	【栃木県】 宇都宮市（うつのみやし） 足利市（あしかがし） 栃木市（とちぎし） 佐野市（さのし） 鹿沼市（かぬまし） 日光市（にっこうし） 大田原市（おおたわらし） 矢板市（やいたし） 那須塩原市（なすしおぼらし） さくら市（さくらし） <u>下野市（しもつけし）</u> <u>河内郡上三川町</u> <u>（かわちぐんかみのかわまち）</u> <u>芳賀郡茂木町</u> <u>（はがぐんもてぎまち）</u> <u>芳賀郡市貝町</u> <u>（はがぐんいちかいまち）</u> <u>下都賀郡壬生町</u> <u>（しもつがぐんみぶまち）</u> 塩谷郡塩谷町（しおやぐんしおやまち） 塩谷郡高根沢町 （しおやぐんたかねざわまち） 那須郡那須町 （なすぐんなすまち）	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	<p>那須郡那珂川町 (なすぐんなかがわまち)</p> <p>【群馬県】 前橋市(まえばしし) 高崎市(たかさきし) 桐生市(きりゅうし) <u>伊勢崎市(いせさきし)</u> 太田市(おおたし) 沼田市(ぬまたし) 館林市(たてばやしし) 渋川市(しぶかわし) 藤岡市(ふじおかし) 富岡市(とみおかし) 安中市(あんなかし) みどり市(みどりし) <u>北群馬郡榛東村</u> <u>(きたぐんまぐんしんとうむら)</u> 北群馬郡吉岡町 (きたぐんまぐんよしおかまち) 多野郡上野村 (たのぐんうえのむら) 多野郡神流町 (たのぐんかんなまち) 甘楽郡下仁田町 (かんらぐんしもにたまち) 甘楽郡南牧村 (かんらぐんなんもくむら) 甘楽郡甘楽町 (かんらぐんかんらまち) 吾妻郡中之条町 (あがつまぐんなかのじょうまち) 吾妻郡長野原町 (あがつまぐんながのはらまち) 吾妻郡嬭恋村 (あがつまぐんつまごいむら) 吾妻郡草津町 (あがつまぐんくさつまち) 吾妻郡高山村 (あがつまぐんたかやまむら) 吾妻郡東吾妻町 (あがつまぐんひがしあがつままち) 利根郡みなかみ町 (とねぐんみなかみまち) <u>佐波郡玉村町(さわぐんたまむらまち)</u> 邑楽郡千代田町 (おうらぐんちよだまち)</p>	<p>令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)</p>

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	<p> <u>邑楽郡大泉町</u>            (おうらぐんおおいずみまち)            邑楽郡邑楽町            (おうらぐんおうらまち)         </p> <p> <b>【埼玉県】</b>            さいたま市(さいたまし)            川越市(かわごえし)            熊谷市(くまがやし)            川口市(かわぐちし)            行田市(ぎょうだし)            秩父市(ちちぶし)            所沢市(ところざわし)            飯能市(はんのうし)            本庄市(ほんじょうし)            東松山市(ひがしまつやまし)  <u>春日部市(かすかべし)</u>            狭山市(さやまし)            深谷市(ふかやし)  <u>上尾市(あげおし)</u>  <u>越谷市(こしがやし)</u>  <u>蕨市(わらびし)</u>  <u>戸田市(とだし)</u>            入間市(いるまし)            朝霞市(あさかし)            志木市(しきし)            和光市(わこうし)            新座市(にいざし)  <u>桶川市(おけがわし)</u>  <u>八潮市(やしろし)</u>            富士見市(ふじみし)            坂戸市(さかどし)            鶴ヶ島市(つるがしまし)            日高市(ひだかし)  <u>ふじみ野市(ふじみのし)</u>            入間郡三芳町            (いるまぐんみよしまち)            入間郡毛呂山町            (いるまぐんもろやままち)            入間郡越生町            (いるまぐんおごせまち)            比企郡滑川町            (ひきぐんなめがわまち)            比企郡嵐山町            (ひきぐんらんざんまち)            比企郡小川町            (ひきぐんおがわまち)         </p>	<p>令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>(災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)</p>



法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	比企郡川島町 (ひきぐんかわじままち) 比企郡吉見町 (ひきぐんよしみまち) 比企郡鳩山町 (ひきぐんはとやままち) 比企郡ときがわ町 (ひきぐんときがわまち) 秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜまち) 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのみち) 秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながとろまち) 秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがのみち) 秩父郡東秩父村 (ちちぶぐんひがしちちぶむら) 児玉郡美里町 (こだまぐんみさとまち) 児玉郡神川町 (こだまぐんかみかわまち) 児玉郡上里町 (こだまぐんかみさとまち) 大里郡寄居町 (おおさとぐんよりいまち)  【東京都】 墨田区(すみだく) 大田区(おおたぐ) 世田谷区(せたがやく) 豊島区(としまく) 北区(きたく) 板橋区(いたばしく) 練馬区(ねりまく) 八王子市(はちおうじし) 立川市(たちかわし) 青梅市(おうめし) 府中市(ふちゅうし) 昭島市(あきしまし) 調布市(ちょうふし) 町田市(まちだし) 小金井市(こがねいし) 日野市(ひのし) 福生市(ふっさし) 狛江市(こまえし)	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第1条第1項第4号適用)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	<p>東大和市（ひがしやまとし）            武蔵村山市（むさしむらやまし）            多摩市（たまし）            稲城市（いなぎし）            羽村市（はむらし）            あきる野市（あきるのし）            西多摩郡瑞穂町            （にしたまぐんみずほまち）            西多摩郡日の出町            （にしたまぐんひのでまち）            西多摩郡檜原村            （にしたまぐんひのはらむら）            西多摩郡奥多摩町            （にしたまぐんおくたまちょう）</p> <p>【神奈川県】            川崎市（かわさきし）            相模原市（さがみはらし）            平塚市（ひらつかし）            小田原市（おだわらし）            茅ヶ崎市（ちがさきし）            秦野市（はだのし）            厚木市（あつぎし）            伊勢原市（いせはらし）            海老名市（えびなし）            座間市（ざまし）            南足柄市（みなみあしがらし）            高座郡寒川町            （こうざぐんさむかわまち）            足柄上郡大井町            （あしがらかみぐんおおいまち）            足柄上郡松田町            （あしがらかみぐんまつだまち）            足柄上郡山北町            （あしがらかみぐんやまきたまち）            足柄下郡箱根町            （あしがらしもぐんはこねまち）            足柄下郡湯河原町            （あしがらしもぐんゆがわらまち）            愛甲郡愛川町            （あいこうぐんあいかわまち）            愛甲郡清川村            （あいこうぐんきよかわむら）</p> <p>【新潟県】            上越市（じょうえつし）            糸魚川市（いといがわし）</p>	<p>令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。            （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）</p>

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	<p>妙高市（みょうこうし）</p> <p>【山梨県】</p> <p>富士吉田市（ふじよしだし）</p> <p>都留市（つるし）</p> <p>山梨市（やまなしし）</p> <p>大月市（おおつきし）</p> <p>韮崎市（にらさきし）</p> <p>南アルプス市（みなみあるぶすし）</p> <p>北杜市（ほくとし）</p> <p>笛吹市（ふえふきし）</p> <p>上野原市（うえのはらし）</p> <p>甲州市（こうしゅうし）</p> <p>西八代郡市川三郷町 （にしやつしろぐんいちかわみさとちょう）</p> <p>南巨摩郡早川町 （みなみこまぐんはやかわちょう）</p> <p>南巨摩郡身延町 （みなみこまぐんみのびちょう）</p> <p>南巨摩郡南部町 （みなみこまぐんなんぶちょう）</p> <p>南巨摩郡富士川町 （みなみこまぐんふじかわちょう）</p> <p>南都留郡道志村 （みなみつるぐんどうしむら）</p> <p>南都留郡鳴沢村 （みなみつるぐんなるさわむら）</p> <p>南都留郡富士河口湖町 （みなみつるぐんふじかわぐちこまち）</p> <p>北都留郡小菅村 （きたつるぐんこすげむら）</p> <p>北都留郡丹波山村 （きたつるぐんたばやまむら）</p> <p>【長野県】</p> <p>長野市（ながのし）</p> <p>松本市（まつもとし）</p> <p>上田市（うえだし）</p> <p>岡谷市（おかやし）</p> <p>諏訪市（すわし）</p> <p>須坂市（すざかし）</p> <p>小諸市（こもろし）</p> <p>伊那市（いなし）</p> <p>中野市（なかのし）</p> <p>飯山市（いいやまし）</p> <p>茅野市（ちのし）</p> <p>塩尻市（しおじりし）</p>	<p>令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）</p>

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	佐久市（さくし） 千曲市（ちくまし） 東御市（とうみし） 安曇野市（あづみのし） 南佐久郡小海町 （みなみさくぐんこうみまち） 南佐久郡川上村 （みなみさくぐんかわかみむら） 南佐久郡南牧村 （みなみさくぐんみなみまきむら） 南佐久郡南相木村 （みなみさくぐんみなみあいきむら） 南佐久郡北相木村 （みなみさくぐんきたあいきむら） 南佐久郡佐久穂町 （みなみさくぐんさくほまち） 北佐久郡軽井沢町 （きたさくぐんかるいざわまち） 北佐久郡御代田町 （きたさくぐんみよたまち） 北佐久郡立科町 （きたさくぐんたてしなまち） 小県郡青木村 （ちいさがたぐんあおきむら） 小県郡長和町 （ちいさがたぐんながわまち） 諏訪郡下諏訪町 （すわぐんしもすわまち） 諏訪郡富士見町 （すわぐんふじみまち） 諏訪郡原村 （すわぐんはらむら） 上伊那郡辰野町 （かみいなぐんたつのまち） 上伊那郡宮田村 （かみいなぐんみやたむら） 木曾郡木曾町（きそぐんきそまち） 東筑摩郡麻績村 （ひがしちくまぐんおみむら） 東筑摩郡生坂村 （ひがしちくまぐんいくさかむら） 東筑摩郡筑北村 （ひがしちくまぐんちくほくむら） 埴科郡坂城町 （はにしなぐんさかきまち） 上高井郡小布施町 （かみたかいぐんおぶせまち）	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月12日	上高井郡高山村 (かみたかいぐんたかやまむら) 下高井郡山ノ内町 (しもたかいぐんやまのうちまち) 下高井郡木島平村 (しもたかいぐんきじまだいらむら) 下高井郡野沢温泉村 (しもたかいぐんのざわおんせんむら) 上水内郡飯綱町 (かみみのちぐんいいつなまち) 下水内郡栄村 (しもみのちぐんさかえむら)	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)
10月12日	【栃木県】 那須烏山市 (なすからすやまし)	住家被害(世帯)計 床上浸水 152、床下浸水 53 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用)
10月12日	【静岡県】 伊豆の国市 (いずのくにし) 田方郡函南町 (たがたぐんかん なみちょう)	住家被害(世帯)計 全壊 2、床上浸水 440、床下浸水 329、一部損壊 12 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用)

台風第 15 号において災害救助法が適用された千葉県及び東京都の市町村については、令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、台風第 19 号においても災害救助法が適用されているもの。

なお、令和元年台風第 19 号に伴う災害は、「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により特定非常災害に指定されており、上記市町村も特定非常災害の対象となる。(令和元年 10 月 18 日公布・施行)

以上